通信政策特別委員会 ユニバーサルサービス ワーキンググループ (第9回) ヒアリング発表資料

2024年6月17日 楽天モバイル株式会社



本日ご説明したい内容

● 第8回までの本WGにおける議論を踏まえた当社意見

②情報通信の今後の在り方 (2035年頃に向けたメタル固定電話の円滑な移行にあたって) ● 第8回までの本WGにおける議論を踏まえた当社意見

モバイルサービスに対する電波法上の規律

第8回会合のご意見

- ・電波法は、期間限定で周波数帯はその期間が終わったらスケルトンにして戻しなさいという 発想であるため、その意味では、MNOに対してユニバーサルサービス義務を課すこと自体、 反対。未提供エリアについても電波法の中で解消すれば足りるというように解釈。 (関口構成員)
- ・MNOの未提供エリアの解消というのは、電波の割り当ての際の開設計画の進捗管理や、 個別の割り当て条件の遂行といった別の政策ツールで取り組んでいるものでもありますので、 このメタルの赤字が膨らむタイミングでさらに国民負担を増加させることにはならないよう、 留意が必要。

(林構成員)

モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、 未提供エリアについても電波法上の規律によって MNOが取り組んでいくべき。

ユニバーサルサービス制度によるエリアカバー責務は、 二重規制となる恐れがある

参考:電波法上の規律(一例)

モバイルサービスの未提供エリアへの拡大は、 電波法の制度 (今和4年度改正内容等) によって十分担保されていると認識

電波法自体の目的 (第一条) 全ての「無線局を開設しようとする者」に対し、 「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、 公共の福祉を増進すること」が求められていると認識

電波監理審議会 によるチェック機能 (第二十七条の十二 など) 電波監理審議会による有効利用評価が毎年実施。 結果が一定の基準を満たさないときは、電波の再割当てを可能と しており、エリア拡大を続けるインセンティブを担保

開設計画の認定 (第二十七条の十四 など) 割り当てられた電波の利用に際し、審査を受け認可された 資金調達・事業計画等に則って事業を実施。 変更に際しても審査が必要であり、事業の縮退は制限される。

認定開設者の責務 (第二十七条の十九 など) 電波の割当を受けた認定開設者(MNO)は、**認定計画以外の** 場所でもエリアを拡大する責務が課されている

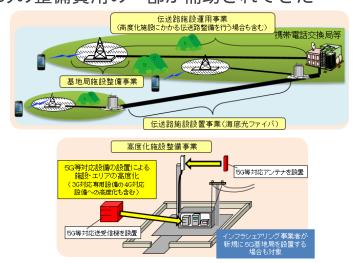
『電波法の一部改正案について(電波法及び放送法の一部を改正する法律案)』等を参考に当社作成 https://www.soumu.go.jp/main_content/000810717.pdf

参考:未提供エリアの整備に向けたこれまでの制度的取組

電波利用料を活用した携帯電話等エリア整備事業等、 不感地等の未提供エリアにおけるインフラは確保※されてきた

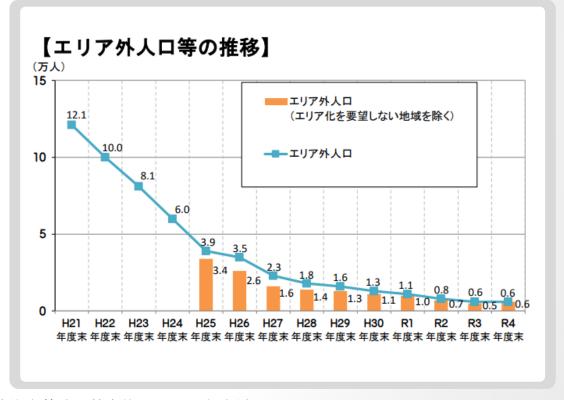
携帯電話等エリア整備事業

地理的に条件不利な地域において、携帯電話等を利用可能とするための整備費用の一部が補助されてきた



総務省 電波利用ホームページ 携帯電話等エリア整備事業 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/

エリア外人口の推移



※「携帯電話等エリア整備事業」による不感地対策・基地局整備完了後も善管注意義務や効率的な運用の責務が課せられている。



モバイル競争領域(NTN)における取組

NTNによるモバイルサービスの拡張(不感地等)は、各社が既に開発競争・投資中企業間の競争・協調により、新たなイノベーションの創出につながっている

楽天モバイルにおける取り組み

エリアカバレッジの拡張を図るべく、 MNO各社においてはNTN事業者との協業を通じ サービス導入促進のための取組を加速中 AST SpaceMobileとのプロジェクト 概要 衛星 フィーダリンク コアネットワーク (衛星とゲートウェイ間) Operator IP Services Band 3 (IMS, PSS... サービスリンク (衛星と端末間) ゲートウェイ **eNB** (eNodeB) 既存端末(スマートフォン)

NTTグループ様における取り組み例



ユニバーサルサービス制度による山岳地帯や無人島といった不感地等への 地上系基地局設置はイノベーションを阻害し、二重投資となる恐れがある*

あまねく提供責務の確保に向けて

第8回会合のご意見

電話のあまねく提供責務については、見直すべきではないと考えているわけだが、 固定電話の効率的な提供と既存メタル利用者の保護の両立を図るという観点が非常に大事。

最終保証提供責務に見直すにしても、固定電話の効率的な提供に配慮し、NTT東西の業務区域の縮小については、一定の規律を課すということで、既存メタル利用者の保護を図れるのではと考えている。

最終保証提供責務を前提とすれば、メタル利用者の残る区域では、その業務区域の縮小を制限 する退出規制を設けることで、あまねく提供義務を確保するという仕組みにしてはどうか。 (林構成員)

特殊会社であるNTTが担ってきた電話のあまねく提供責務に関しては、 既存ユーザー保護の観点からも、 退出規制による提供責務の維持・確保に賛同

まとめ

▶ モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、 ユニバーサルサービス制度によるエリアカバー責務は、二重規制となる恐れがある。

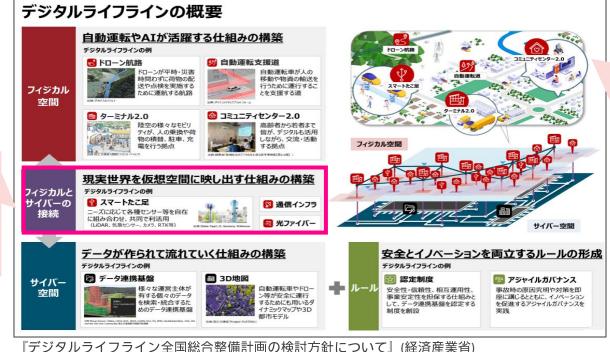
- ▶ NTNによる不感地等へのネットワーク拡張に向けた開発競争・投資を各社で取り組んでいる中、ユニバーサルサービス制度による地上系基地局設置はイノベーションを阻害し、二重投資となる恐れがある
- ▶ 固定電話の効率的な提供と既存メタル利用者の保護の両立を図るという観点から、 メタル利用者の残る区域では、その業務区域の縮小を制限する退出規制を設けることで、 あまねく提供責務を確保する仕組みが必要

なお、NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する場合等において 当社に対し協力要請等があった場合においては、 協力の可否に関する協議等に応じさせていただきます ②情報通信の今後の在り方 (2035年頃に向けたメタル固定電話の円滑な移行にあたって)

情報通信の今後の在り方

人口減少が進むなかでもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、 デジタルライフラインの実現に向けては産業政策が必要 その基盤としての通信網の適切な構築・維持管理は極めて重要である

情報通信はフィジカル空間 とサイバー区間の接続 (現実世界を仮想空間に映し出す 仕組みの構築) に貢献



デジタル+リアル経済

- ●デジタルによる価値創出が より加速、産業向け・リア ル領域にも進出
- ▶民間・行政サービス
- ▶モビリティ・教育・ヘルス ケア等

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/dai12/shiryou2.pdf

各通信網(メタル、FTTH、モバイル等)の状況や特性等に応じ適切な政策ツールを検討すべき

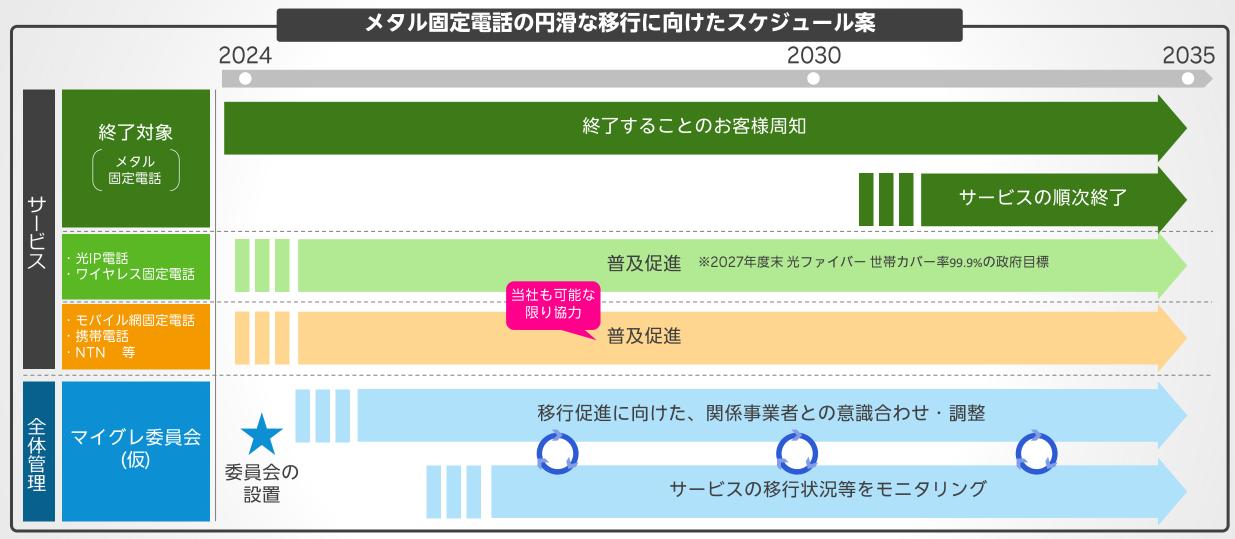
2035年頃に向けたメタル固定電話の円滑な移行について

第8回会合のご意見

- ・円滑な移行に向けてNTTさんにおいてまず、具体的な移行計画を早急に策定すべきであると思っており、その上で、総務省において都度都度に移行計画の進捗を検証する仕組み、例えばマイグレ委員会のようなものを設けて、そういった場でモニタリングしていくということが必要ではないか。(林構成員)
- ・林先生からこの縮退については自主的なNTTさんの計画についてマイグレ委員会のような 総務省における委員会において、適宜進捗状況について確認をしていくというような形が、 NTTさんにとってもそういった計画を裏付けるという意味でよろしいのではないか。 (関口構成員)

円滑な移行を管理する委員会を設置し、移行状況等を都度モニタリング することで、適切なタイミングで移行促進のための必要な手当て等を 検討する体制の確保が重要と考える

2035年頃に向けたメタル固定電話の移行スケジュールイメージ(案)



当社としてはモバイル網固定電話・携帯電話等の普及促進に向けて、 可能な限り協力させていただきます

参考:PSTNマイグレーションのケース

NTT東西殿 資料抜粋 (2010年11月2日) 8 PSTN(コアネットワーク)のマイグレーションに向けたスケジュール ●マイグレーションに合わせて提供を終了するサービスは、2020年頃までに十分なユーザ周知と代替サービスへの 移行を促進したうえで、順次廃止。 ●マイグレーションに先立ち提供を終了するサービスについては、サービス毎の終了時期に合わせて、十分なユー ザ周知と代替サービスへの移行を促進し、2020年頃までに順次廃止。 ●相互接続については、関係事業者間で意識合わせを行ったうえで、順次IP網同士の接続を開始。 2010年 2015年頃 2020年頃 2025年頃 ブロードバンド ブロードバンドサービスの普及促進 サービス 廃止サービスに関するユーザ周知 代替サービスへの移行 に合わせて 提供を終了する S サービスの順次廃止 PSTN(コアネットワーク)の N交換機 廃止サービスに関するユーザ周知 代替サービスへの移行 IPネットワークへの マイグレーション に先立ち マイグレーション 提供を終了する サービス の寿 サービスの順次廃止 IP網同士の接続に向けた 関係事業者による意識合わせ 互 接 順次IP網同士の接続を開始 続 17

補足

デジタル田園都市国家構想にも
2027年度末に光ファイバーの世帯カバー率99.9%
という達成目標がある通り、
引き続き各種情報通信インフラの相互補完を図り、
特別な資産の有効活用を通じて
我が国のネットワークの発展(デジタルライフラインの実現)
に寄与してまいりたく存じます

R

Rakuten Mobile